

厚木市教育振興基本計画審議会規則

平成30年3月30日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）に基づき設置された厚木市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 厚木市教育振興基本計画に関すること。
- (2) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(令6教委規則7・旧第3条繰下)

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育振興基本計画主管課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第21号。以下「改正条例」という。）による改正前の厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）別表の規定により設置された厚木市教育委員会点検評価委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）にこの規則による改正後の第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、この規則による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この規則の施行の際、現に旧委員会の委員長である者又はその職務を代理する委員である者は、この規則による改正後の第6条の規定にかかわらず、施行日に改正条例による改正後の厚木市附属機関の設置に関する条例別表の規定により設置された厚木市教育振興基本計画審議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。